

令和 4 年 8 月 29 日

香芝市長 様

香芝市議会議長 川 田 裕  
【質問者： 下村佳史】

## 質 問 状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答されたい。

はじめに

昨今、総務省ではこれまで地震、台風、豪雨、津波など多くの災害に甚大な被害に見舞われてきたことに鑑み、将来発生が予想されている首都直下地震や南海トラフ地震の被害も懸念されることから、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対し災害情報の伝達、広報・指示を行うことを目的とした無線通信網の構築が急がれている。

各地域に設置する固定系では、市町村役場と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、住民への災害情報の伝達に活用されており、今後は、文字情報による伝達、画像による情報収集等可能なデジタル化が進めるとされる。その他、移動系やテレメーター系などの技術の発展も著しいとされる。

そこで、昨年度の香芝市議会においても審議がなされたが、今後設置に向けて検討するとの答弁がなされ、現在では久しく時間が経過している。

また、議会でも指摘がなされたが、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、香芝市防災会議の規定による事務が放置され、8 年間にも及び所掌事務に関する意思決定すらされていないことが明らかになった。

先般、令和 4 年 8 月 9 日には、8 年ぶりとなる防災会議が開催されたが、従前の事務の遅れを取り戻すことは勿論、将来の香芝市の災害対策において住民の生命・身体・財産等の保護に関して、綿密な準備がなされることは重大事項であると思慮する。

そこで、以下に示す質問事項に対し、簡明にお答えいただきたい。

### (1) 市町村防災行政無線の検討の進捗状況について

昨年度の香芝市議会においての審議では、市町村防災行政無線（以下「防災無線」という。）の設置について質したところ、本年度に予定する地域防災計画の中で、組入れる考えを述べられた。その後、久しく時間が経過しているが、現地点での検討状況や防災無線に関する調査状況はどのようなものであるか、簡明に示されたい。

## (2) 防災会議分科会について

令和4年8月9日に開催された香芝市防災会議では、委員から防災会議分科会（以下「分科会」という。）を設置する動議が提出されたと聞き及んでいる。その防災会議では、具体的にどのような目的で設置されたものなのか。簡明に示されたい。

## (3) 防災無線の計画等の検討又は策定の所管事務について

上記した防災会議分科会において、具体的設計が検討されるとするならば、防災無線設置に向けた計画等も分科会において検討されるのか。簡明に示されたい。

## (4) 防災無線設置の意義について

過去に防災を所管する担当に伺ったところ、防災無線を設置すればその周辺地域における苦情が多いと伺ったことがある。その旨を総務省に尋ねたところ、防災無線の設置は、災害等における有効な情報伝達手段等であり、住民の生命・身体・財産の保護に係る重要事項に位置付けられるものであり、一時的な騒音等に関する事案と比較検討する趣旨のものではない。旨をお聞きした。

それらの意味から過去の施策を鑑みると、住民の生命・身体・財産の保護に係る事務と、職員の苦情対応が意思決定に組み込まれている疑義が生じる。香芝市としては、職員の事情で住民保護に関する意思決定を行うことはあるのか。簡明に示されたい。

## (5) 財政的措置について

防災無線における財政措置について、設置における国からの財政措置はどのようなものがあるか。緊急防災対策債の利用が可能であったと思うが、その措置率等を示されたい。

## (6) 防災無線設置に係る意思決定について

今後、分科会において検証が重ねられ計画策定に至ると思うが、その期限として、本年度中に基本の方針の意思決定はなされるか。また、意思決定に至るプロセスについて、議会に対し進捗状況等の報告はなされる考えの有無は如何か。簡明に示されたい。

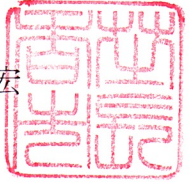
## (7) 防災会議が開催されていなかった責任について

最後に、防災会議が8年間にも及び開催されていなかった事は遺憾であることは言うまでもない。また、議会における審議を観察すると、防災会議条例の制定された概念すら理解されていないことが見受けられた。これらは、市民から見れば重大な職務怠慢であり、その責任は大きいと言える。そこで、この重大且つ明白な瑕疵において、香芝市議会に対してその説明もなく、只々時間だけが経過しているが、香芝市長はどのように責任を取られるのか、説明責任を鑑み明確にお答えいただきたい。

香 危 第 3 5 号  
令和 4 年 9 月 6 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



### 質問状に対する回答について

令和 4 年 8 月 2 9 日付けで香芝市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### (1) 市町村防災行政無線の検討の進捗状況について

現行の地域防災計画では、第 2 編第 2 章第 2 節において、情報収集伝達体制の整備についての基本的な方針が定められております。

一方、地域防災計画の修正に関する状況ですが、令和 4 年 8 月 9 日に香芝市防災会議を開催し、委員の皆様のご協力により、作業の一步目を踏み出したという段階です。

今後、防災会議にて地域防災計画の修正を進めて頂く中で、情報収集伝達体制の整備について、どういった記載がなされるかは現時点では未定ですが、委員各位の検討の一助となるよう、設置及び維持にかかる費用のシミュレーションや、周辺市町村における設置状況及び使用感などに係る情報収集を行っているところでございます。

#### (2) 防災会議分科会について

防災会議において地域防災計画の修正作業を進めて頂く中で、全委員に頻繁にお集まり頂き会議を開催することは困難であろうことから、分科会の設置に関するご提案がございました。

分科会では、地域防災計画の修正に関する各種の協議を頂き、その結果を防災会議（全委員が集まる全体会議）に提出していただく予定でございます。

なお、第 1 回目の分科会が 8 月 2 9 日に開催され、会長として川田議長が選任されたことを申し添えいたします。

#### (3) 防災無線の計画等の検討又は策定の所管事務について

(1) のとおり、現行の地域防災計画でも情報伝達体制の整備についての項目

があることから、修正後の計画においても、これに類する項目の記載が検討される可能性は高いと考えています。なお、地域防災計画は、市の防災に関する総合的な計画として定めるものなので、分科会においても、各項目（各事業）に関する今後の方針について検討されると考えております。

#### （４）防災無線設置の意義について

市としても通信インフラの確保は重要であると認識しており、数ある情報伝達ツールの中から、費用対効果やメンテナンス性などを鑑みつつ、情報伝達手段の維持・整備に努めているところでございます。

#### （５）財政的措置について

事業の適債性の確認については、県市町村振興課への確認は必要ですが、緊急防災減災事業債が活用可能な場合は、充当率100%・交付税措置率が70%となっています。

#### （６）防災無線設置に係る意思決定について

（３）でも回答いたしましたとおり、現行の地域防災計画でも情報伝達体制の整備についての項目があることから、今後の分科会においても情報伝達ツールの充実・維持・拡充に関する協議は行われると想定されます。

また、地域防災計画の内容に関する意思決定については、分科会の協議結果に関する報告を踏まえた上で、防災会議（全委員による全体会議）で行われることとなります。

なお、分科会としての協議の結果については、年度内に防災会議へ報告することを目標とする旨が、8月29日の会議で議決されたところです。と把握しております。

分科会の協議の進捗については、都度、報告を受けるとともに、市議会に対しましても共有をさせていただきたいと存じます。

#### （７）防災会議が開催されていなかった責任について

防災会議については、平成26年度の開催以降、約8年間、開催できておらず、この点については、市議会においてもご指摘を頂いたところで、市として反省をしているところでございます。

今後、防災会議委員の皆様をはじめ関係各位のお力添えを賜りながら、地域防災計画の改正について進めてまいりたいと存じます。